

誓 約 書

私（申請者）は、北海道住宅リフォーム事業者登録制度への登録にあたり、豊かな住生活の実現と社会の持続的発展のために住宅リフォーム関連業界に期待される社会的使命に応えるため、登録の資格要件を満たし、かつ、住宅リフォーム事業者倫理憲章をはじめ登録事業者としての責務及び諸規定に係る内容を了解し遵守するとともに、この制度の趣旨並びに社会的使命に反する行動をとった場合には、自主的に本登録を辞退することを、ここに誓約します。

令和 年 月 日

申請者 住所※1

印

氏名※2

電話（ ） ー

---

※1 住所欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地を記入すること。

※2 氏名欄は、法人にあっては法人名及び代表者の氏名を記入すること。

[参考] 北海道住宅リフォーム事業者登録制度実施要綱（抜粋）

（登録事業者の資格要件）

第4条 登録事業者は、次に示す第一号～第六号の全ての要件を満たすリフォーム事業者とする。

- 一 次のいずれかに該当する事業者であること。
  - ア リフォーム評価ナビ登録事業者
  - イ 別表1に掲げる推進協議会を構成する建築関係団体に所属している事業者
  - ウ 別表2に掲げる公益法人（イに掲げる団体を除く。）又は住宅リフォームに関する公益的な取組みを行っていると認めたNPO法人等に所属している事業者
- 二 契約は必ず書面によることとし、かつ締結後5年間保存する事業者であること。
- 三 道内に本店、支店又は営業所を置いていること。
- 四 建築士事務所の登録を行っていること、又は建設業の許可を受けていること、若しくは住宅リフォームに従事してから5年以上経過していること。
- 五 建築基準法、建築士法、建設業法、特定商取引に関する法律、北海道消費生活条例その他関係法令等に違反し処分又は刑若しくは条例に基づく勧告（以下この条において「処分等」という。）を受けた場合は、その処分等の日（処分等の執行に係る期間（執行猶予の期間を含む。）の満了までの日を含む。）から2年以上経過していること。
- 六 法人である場合で、その役員又は社員が前号を満たしていること及び役員又は社員が過去に役員として在籍した団体が前号を満たしていること。

（登録事業者の責務）

第5条 登録事業者は、次の事項を遵守し、道民のニーズに的確に応え、安心できるリフォームの推進に努めるものとする。

- 一 次に示す全国協議会が定めた「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を遵守するとともに、従業員に対し周知を図ること。

1. 依頼主の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるよう努める。
2. 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努める。
3. 見積や契約等について誤解を生じないよう正確で分かりやすい書面により、適正な業務遂行に努める。
4. 依頼主にとってよき相談者となり、クレーム等に対して誠実な対応に努める。
5. 関係法令を遵守し、さらに高い品性とモラルの保持に努める。
6. 住まいの質の向上を目指し、専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努める。
7. 依頼主の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と、資源の有効利用等による地球環境保全への寄与に努める。

二 見積を行う場合に当たっては、その見積が有償か無償かあらかじめ相手方に説明するとともに、リフォーム工事の仕様（工事仕様及び材料仕様）を書面により明確にすること。

三 契約に当たっては、全国協議会作成の標準契約書又はこれに準拠する様式を使用すること。ただし、特定商取引に関する法律に基づく訪問販売に該当する場合は、同法に基づく契約書面の条件を満たすこと。

四 工事中に事故等があった場合、その損害補償を行うこと。

五 1年以上の瑕疵担保責任を有することを契約に明記するとともに、注文者に引き渡してから1年を経過するまでに工事箇所の無償点検を実施すること。

六 工事に関して一括して第三者に委任し、又は請け負わせないこと。